

## 第5章 廃棄物対策・リサイクルの推進

### 第1節 一般廃棄物

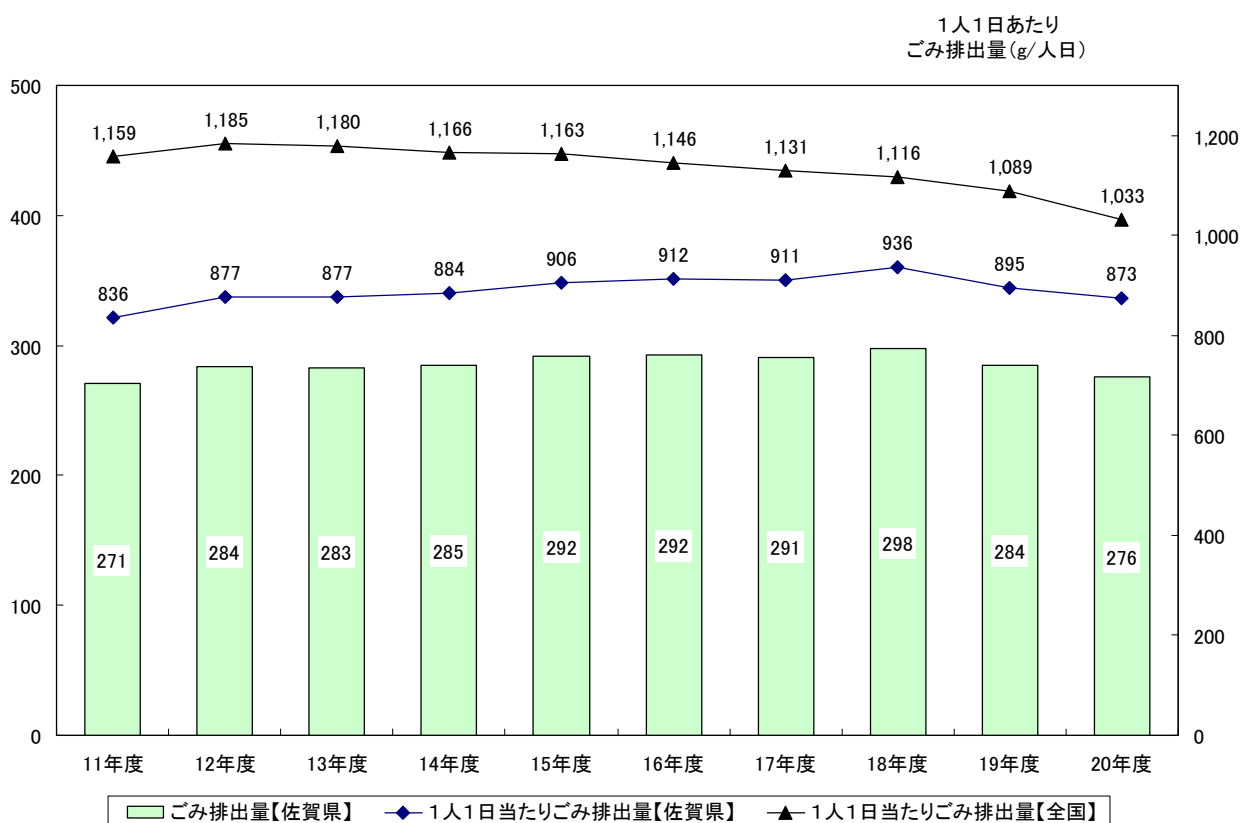
#### 1 一般廃棄物の現況

##### (1) 一般廃棄物（ごみ）

###### i. ごみの排出量の推移

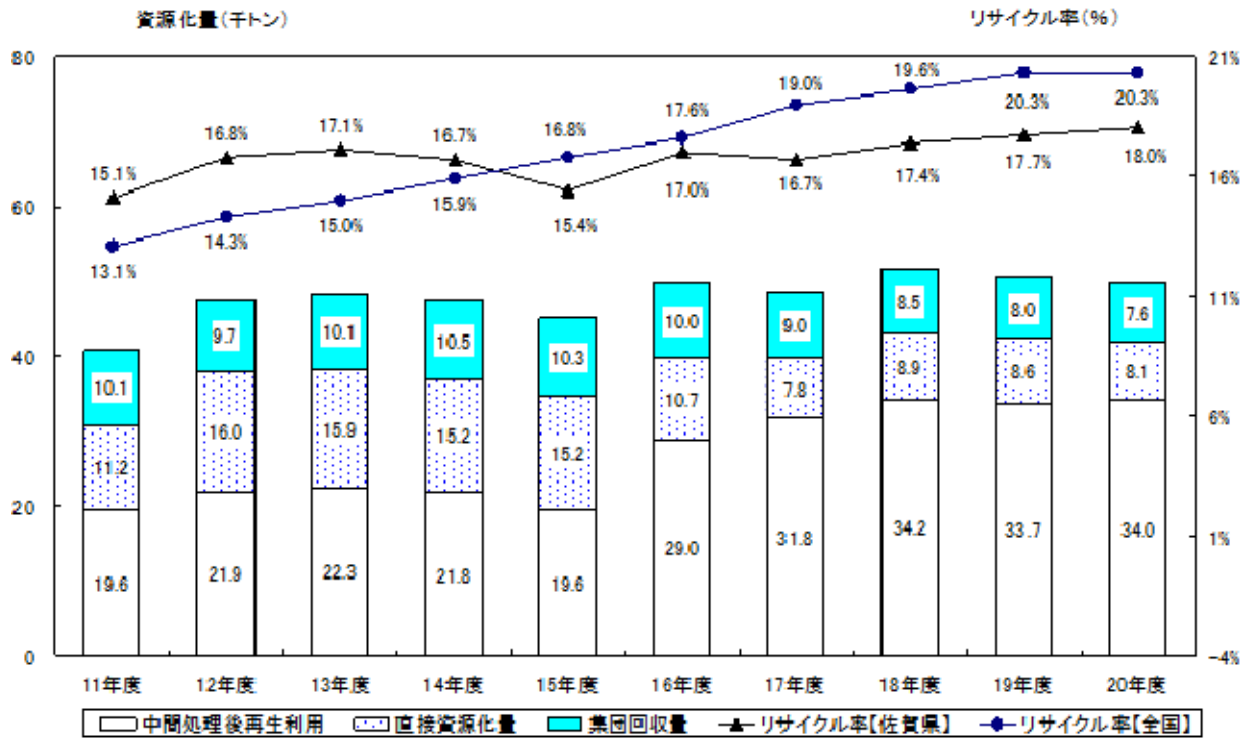
佐賀県におけるごみの排出量は、平成11年度から平成15年度までやや増加傾向が見られ、平成15年度以降はほぼ横ばいとなり、平成19、20年度は減少傾向となっている。なお、平成18年度の排出量が増加しているのは、台風18号により発生した災害廃棄物を処理したためである。

また、佐賀県における1人1日当たりのごみ排出量について、全国と比較すると現状では依然として低い水準を維持している。

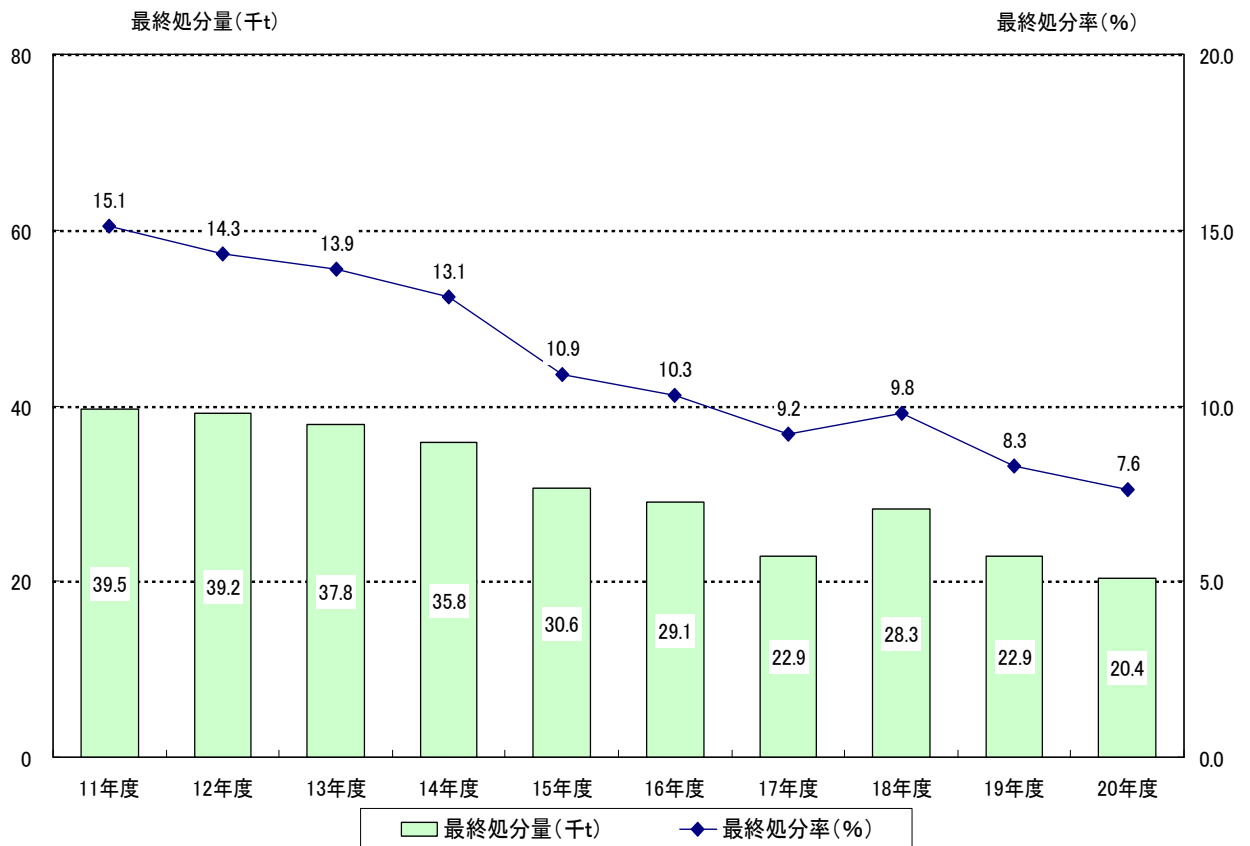


###### ii. リサイクル率の推移

佐賀県におけるリサイクル率の推移を見ると、全国のリサイクル率が増加傾向であるのに対して、ほぼ横ばいか微増の状況となっている。

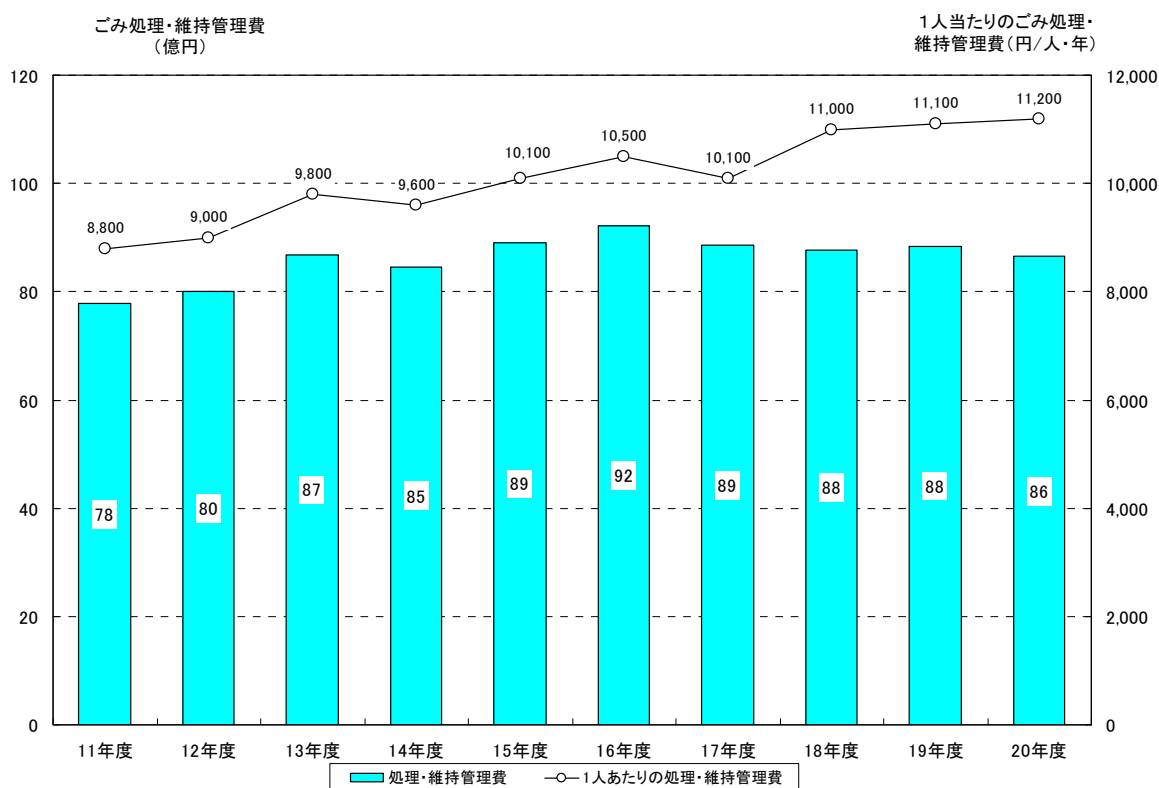


### 最終処分量と最終処分率の推移



iii. ごみ処理・維持管理費用の推移

佐賀県におけるごみ処理・維持管理費用の推移を見ると、平成16年度以降は漸減傾向であるが、1人当たりのごみ処理・維持管理費用は増加している。



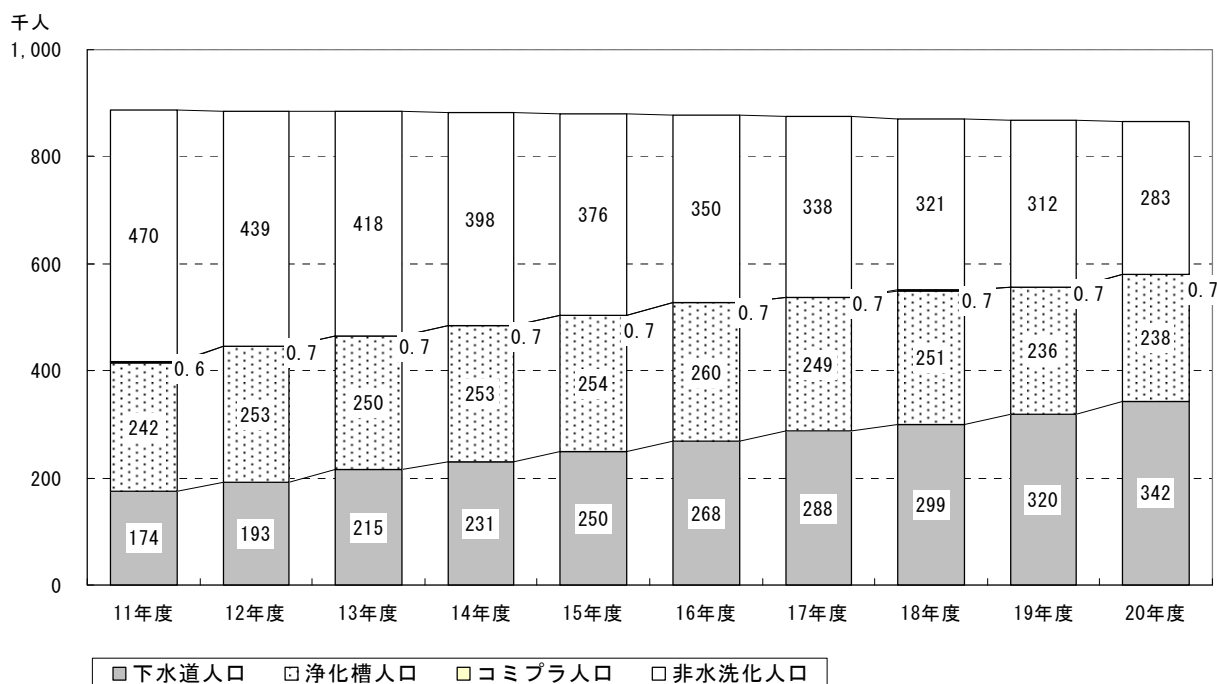
iv. 3Rの取組上位市町（平成20年度）

リデュース（1人1日当たりのごみ排出量）			リサイクル（リサイクル率）		
1	太良町	550.4 g/人・日	1	基山町	29.5%
2	玄海町	603.5 g/人・日	2	鳥栖市	29.0%
3	白石町	606.8 g/人・日	3	みやき町	28.8%

(2)一般廃棄物（し尿）

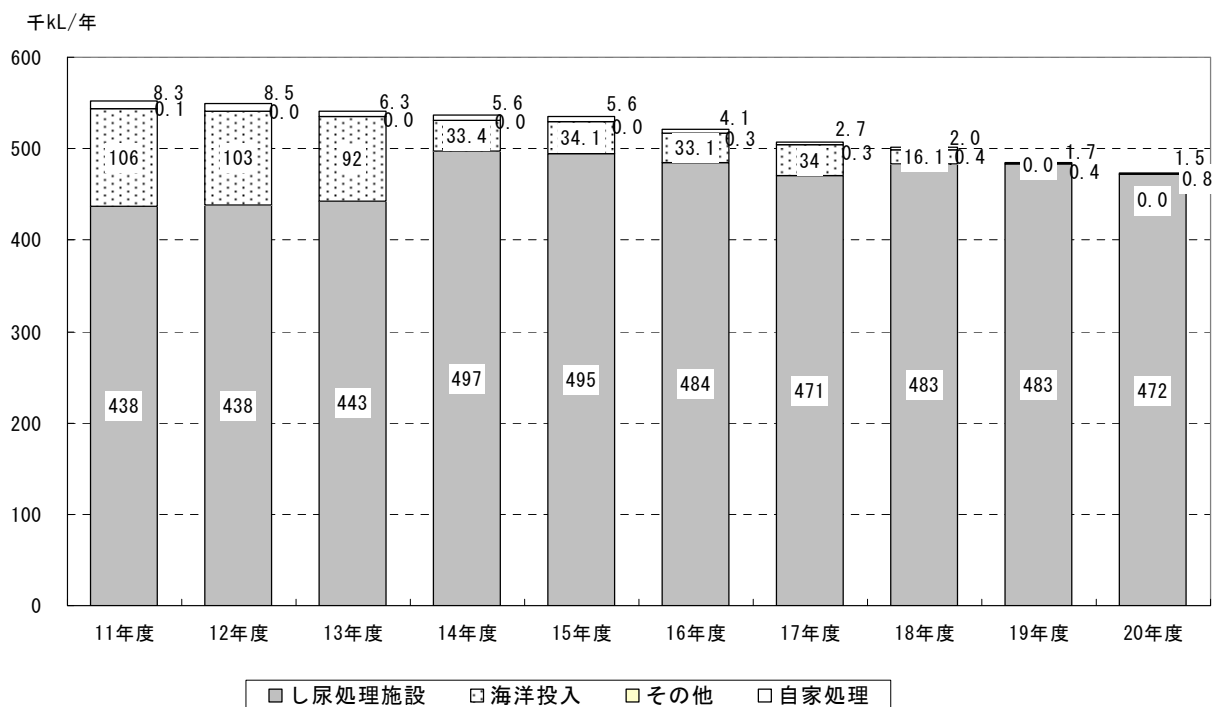
i. し尿処理の推移

し尿処理人口の推移を見ると、下水道及び浄化槽人口の合計は毎年増加し、非水洗化人口は着実に減少している。



ii. くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況の推移

平成 20 年度実績では、佐賀県内で発生したくみ取りし尿及び浄化槽汚泥が 474,049 キロリットルであり、このうち 99 パーセントがし尿処理施設において処理されている。海洋投入処分については、平成 14 年 2 月より現に海洋投入処分を行っている者に対して 5 年間の経過措置が設けられた上で禁止され、平成 19 年 2 月より全面禁止となっている。



## 2 一般廃棄物の対策

### (1) 一般廃棄物処理施設の整備

焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出削減対策を基本として、環境負荷の低減を図り、併せて、ごみの排出抑制・資源化、さらには、事業費の縮減を図ることを基本方針とした「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定し、この計画に基づき、平成31年度までに、県内を4ブロック化して、ごみの広域処理を推進することとしている。

これに基づき、平成21年3月に佐賀県西部広域環境組合で地域計画を作成し、平成27年4月施設の稼働を計画している。

県では、ごみ処理の現状及びごみ処理施設の新技术等について知識向上を図り、ごみ処理広域化の検討の参考にするため、市町・一部事務組合を対象とした「ごみ処理施設新技术研修会」を開催している。

### (2) 環境美化対策

県では、地域的美観又は清潔の保持による環境美化の推進に、県民の関心と理解を深めるため、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」第79条で、「環境美化県民行動の日」を規定し、県民参加型の行事の実施に努めることとしている。

これに基づき、毎年、行政、県民、事業者が一体となり、道路、公園、海岸などの清掃活動を行う県下一斉「ふるさと美化活動」を実施しており、平成22年度は、参加者約156千人、ごみの収集総量約419トンの実績を得ることができた。

### (3) ごみの減量化・リサイクルの推進

これまでの経済成長を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが定着し、ものを大切にしない風潮や使い捨てを助長するようなライフスタイルがもたらされ、ごみの排出量は増加し、その種類も多様なものとなっており、ごみ処理費用の増加、ごみの焼却に伴うダイオキシン類の排出、最終処分場の逼迫など、いわゆるごみ問題が社会問題となっている。

これらの問題を解決するためには、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、資源の効率的な利用やリサイクルを推進することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することが、必要となっている。

このような状況を踏まえ、今後、循環型社会の構築に向けて、県民、事業者、行政の各関係者が、共通認識のもと、徹底したごみの減量化・リサイクルに取り組むため、「佐賀県廃棄物処理計画」を策定している。

また、ごみの減量化・リサイクルを推進するためには、県民、事業者、行政が一体となって取り組むことが重要であることから、本計画に基づく、各種普及啓発事業や情報提供を行うとともに、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議を通じた県民運動として、展開している。

## 第2節 産業廃棄物

### 1 産業廃棄物の現況

ダイオキシン類や環境ホルモンなど環境に対する意識が高まる中、事業活動に伴う産業廃棄物は、依然として、大量に排出されており、また、その質も多様化している。

しかしながら、産業廃棄物の減量化やリサイクルは、必ずしも十分に進んでおらず、他方、産業廃棄物を適正に処理するための処理施設については、不法投棄などの発生により、廃棄物処理に対する住民の不安や不信感を背景として、その確保がますます困難になっている。

本県の場合、最終処分場の残存容量については、特に、管理型処分場がひっ迫してきており、新たな民間による処分場の確保も困難なことから、佐賀県産業廃棄物処理施設整備検討委員会における公共関与計画に関する検討結果を踏まえて、県・市町・産業界からなる第三セクター方式の財団法人佐賀県環境クリーン財団を設立し、産業廃棄物処理に係る公共関与事業の推進を図っている。

なお、平成22年3月31日現在での産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移、地区別の産業廃棄物処理施設設置許可状況は、表2-5-1及び表2-5-2のとおりである。

また、平成22年3月31日現在での地区別の自動車リサイクル法に基づく、登録及び許可業者の数は、表2-5-3のとおりである。

### 2 産業廃棄物の対策

廃棄物全般をめぐる情勢の変化に対応するため、「環境への負荷の少ない、循環を基調とする社会経済システムの構築」を目指し、平成23～27年度を計画期間とする『佐賀県廃棄物処理計画』を改定して、

- ①廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進
- ②廃棄物適正処理の推進
- ③廃棄物処理施設の確保と管理
- ④廃棄物情報の共有化と相互理解

などを施策の中心として、排出事業者、処理業者及び行政関係者に対し、産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の推進について、支援・指導を行ってきた。

特に21年度は、以下の事項について、適正処理に係る指導を実施した。

- ①多量排出事業者に対する処理計画の策定指導及び公表
- ②不法投棄、野焼き等の廃棄物不適正処理の取締及び適正処理への指導
- ③市町等との合同による定期的な産廃パトロールの実施
- ④焼却施設におけるダイオキシン類測定状況の把握及び指導
- ⑤最終処分場に対する総点検の実施
- ⑥機動監視員による適正処理の推進及び監視指導
- ⑦不法投棄監視カメラの配備及び運用（6基設置及び運用）
- ⑧スカイパトロールによる上空からの監視事業の実施（年2回実施）
- ⑨PCB廃棄物特別措置法に基づく届出等の指導
- ⑩処理業者に対する行政処分 6件

また、公共関与による廃棄物処理施設として、平成15年度から施設整備に着手し、平成20年度に完成。施設の名称を「クリーンパークさが」に定め、平成21年4月から稼働している。

項	目	内 容
管理型最終処分場	面積・埋立容量	38,890 m <sup>2</sup> ・413,000m <sup>3</sup>
浸出水処理施設	処理能力	130m <sup>3</sup> /日
焼却溶融施設	規模・発電出力	84 t (24 t × 2 炉) ・ 1,180 k w
	炉形式	高温熱分解ガス化燃焼型、キルン式高温溶融処理方式
	付帯施設	破砕処理施設、中和施設
保管棟	面積	545 m <sup>2</sup>

表2-5-1 産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移

平成22年3月31日現在

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
収集運搬業新規許可	104	139	135	114	110	143	153	144	106	106
” 変更許可	28	30	33	31	26	24	24	16	24	27
” 更新許可	69	76	105	153	186	150	133	166	199	246
処分業新規許可	15	4	12	8	14	8	3	6	7	5
” 変更許可	16	16	11	7	15	14	9	7	12	9
” 更新許可	22	14	21	22	30	24	10	24	33	51
特管収集運搬業新規許可	9	14	9	10	15	28	19	19	18	9
” 変更許可	3	2	3	6	5	5	3	4	5	7
” 更新許可	8	6	7	55	17	12	17	11	57	24
特管処分業新規許可						1	1		1	
” 変更許可										
” 更新許可				3	1				3	1
計	274	301	336	409	419	409	372	397	465	485
業者数	937	1,041	1,132	1,207	1,260	1,363	1,433	1,517	1,536	1,551

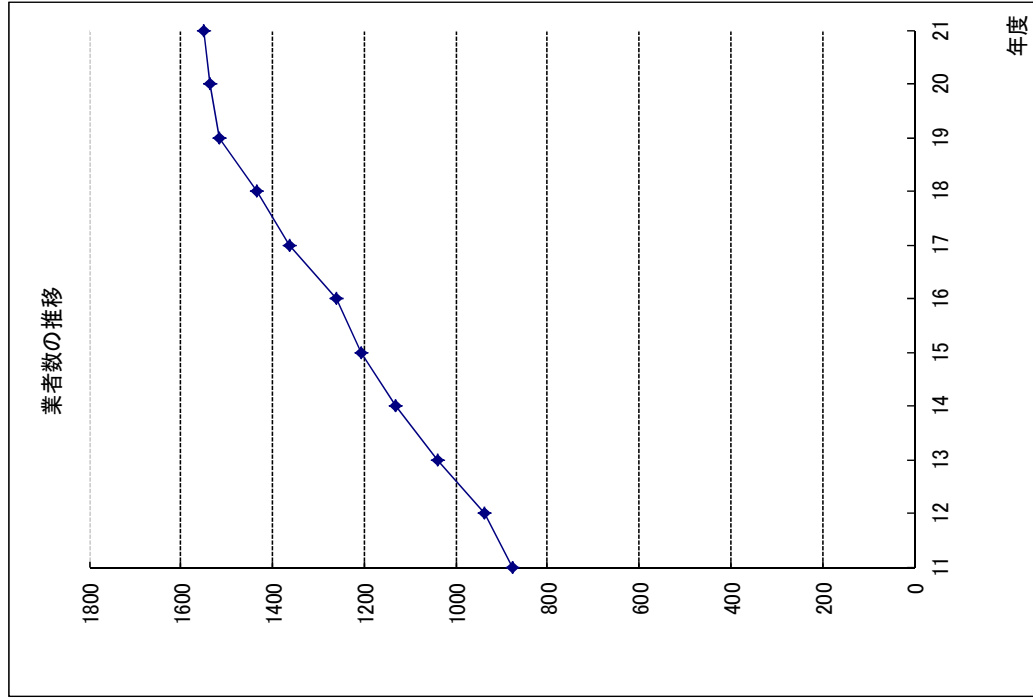


表 2-5-2 産業廃棄物処理施設設置許可状況

令第7条	施設名	処理能力	平成22年3月31日現在					
			佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
1	汚泥の脱水施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	16	3	6	3	2	30
2	汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	3				1	4
	汚泥の天日乾燥施設	100m <sup>3</sup> /日を超えるもの						
3	汚泥の焼却施設	5m <sup>3</sup> /日超又は、200kg/H以上又は、火格子面積2㎡以上のもの	3		2		1	6
4	廃油の油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの						
5	廃油の焼却施設	1m <sup>3</sup> /日超又は、200kg/H以上又は、火格子面積2㎡以上のもの	2		2			4
6	廃酸・廃アルカリの中和施設	50m <sup>3</sup> /日を超えるもの						
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	3	4	1	1	2	11
8	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超又は、火格子面積2㎡以上のもの	4	1	2		1	8
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの	39	40	16	13	25	133
9	有害汚泥のコンクリート固化施設							
10	水銀汚泥のばい焼施設							
11	汚泥・廃酸・廃アルカリのシアン分解施設		7	2				9
11の2	廃石棉又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設							
12	廃PCB等の焼却施設							
12の2	廃PCB等の分解施設							
13	PCB汚染物等の洗浄施設又は分離施設							
13の2	産業廃棄物(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)の焼却施設	200kg/H以上又は、火格子面積2㎡以上のもの	8	2	4	2	4	20
14	遮断型							
	安定型		11	1	8	6	6	32
	管理型		4	2	3	1	1	11
計			100	55	44	26	43	268

法第15条第1項の許可対象となる施設であり、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1としている。

### 第3節 リサイクルの推進

#### 1 グリーン購入の推進

第4部第2章第1節の3グリーン購入を参照。

#### 2 廃棄物のリサイクルの推進

##### (1) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比約6割、重量比で約2～3割を占める容器包装廃棄物について、事業者がリサイクルの義務を負う「容器包装リサイクル法」が、平成12年度から完全施行され、市町村の分別収集対象は、全10品目となった。

市町村は、この法に基づき分別収集計画を策定し、分別収集を実施している。

県では、平成20年度を初年度とする平成24年度までの「第5期佐賀県分別収集促進計画」を策定し、県内市町村の分別収集計画が円滑に実施されるよう、市町への支援等を行っている。

更に、平成20年4月からは容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るために、事業者が分別収集を行う市町村に対して資金が拠出する仕組みが創設されている。

##### (2) 家電リサイクル法

消費者、家電小売店、製造メーカーが、それぞれの役割分担のもと、特定家庭用機器（ブラウン管式テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機）のリサイクルを行う「家電リサイクル法」が、平成13年4月から施行され、平成16年4月から電気冷蔵庫が、平成21年4月から液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が対象品目に加えられた。

法施行後、指定引取場所（佐賀県内4箇所）への廃家電の持込みはおおむね順調に行われているが、依然として特定家庭用機器の不法投棄が発見されたり、消費者から小売業者以外への排出家電の引渡しについて情報が寄せられていたりしていること等から、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町とも協力して、県民、事業者への普及啓発を実施している。

図2-5-7 佐賀県内における特定家庭用機器（廃家電4品目）の不法投棄台数の推移

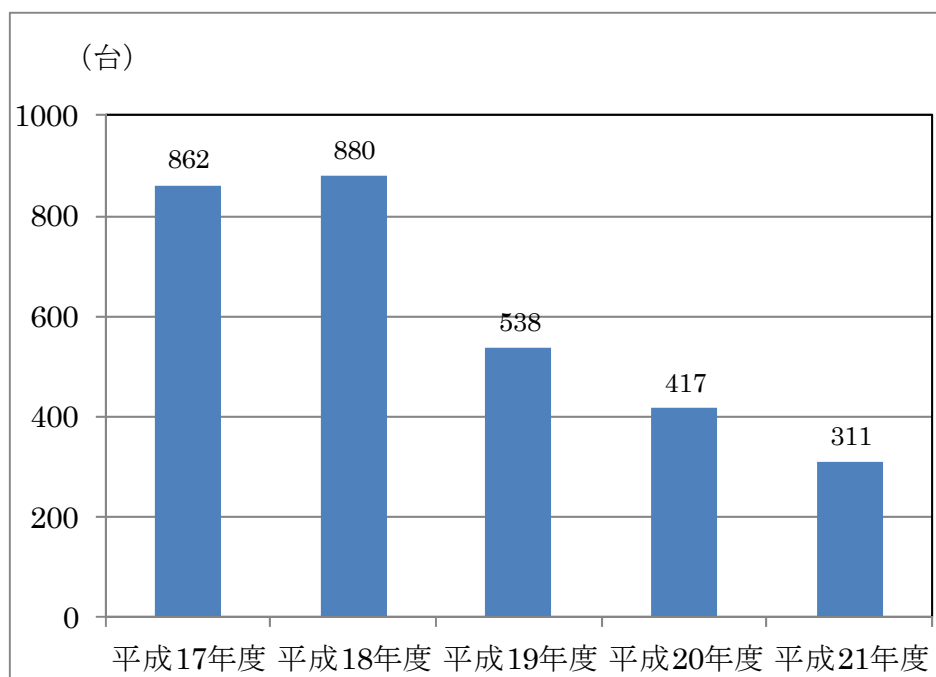


表 2-5-3 市町別特定家庭用機器（廃家電 4 品目）の不法投棄台数（平成 21 年度）

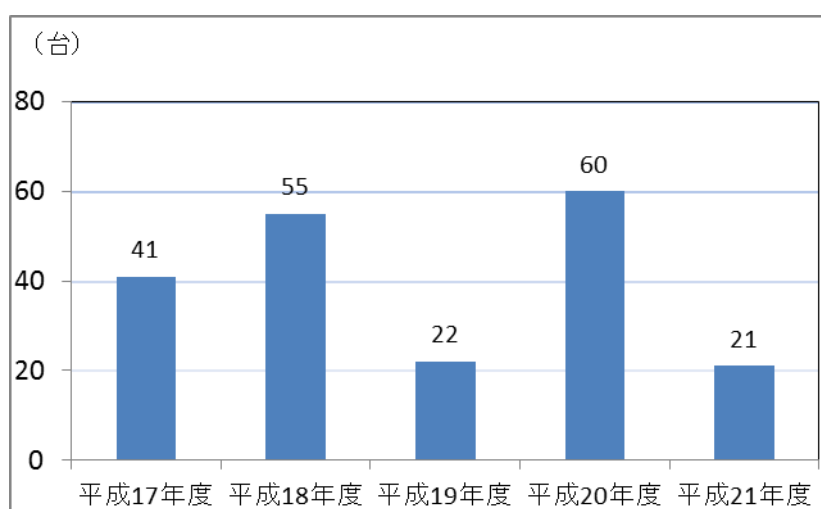
	エアコン	テレビ		電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機 衣類乾燥機	合計
		ブラウン 管式	液晶・ プラズマ式			
佐賀市	4	60	0	14	12	90
唐津市	0	39	1	17	5	62
鳥栖市	1	41	0	4	2	48
多久市	0	8	0	5	0	13
伊万里市	0	0	0	0	0	0
武雄市	0	5	0	3	0	8
鹿島市	0	13	0	1	0	14
小城市	0	2	0	0	0	2
嬉野市	0	8	0	1	2	11
神埼市	0	0	0	0	0	0
吉野ヶ里町	1	9	0	5	0	15
基山町	0	10	0	0	1	11
上峰町	0	2	0	2	0	4
みやき町	0	10	0	2	0	12
玄海町	0	0	0	0	0	0
有田町	0	0	0	0	0	0
大町町	0	8	0	1	3	12
江北町	0	1	0	1	1	3
白石町	0	0	0	0	0	0
太良町	0	6	0	0	0	6
合計	6	222	1	56	26	311

(3) パソコンリサイクル

「資源有効利用促進法」の改正により、平成 15 年 10 月から、事業系パソコンに加え、家庭系パソコンも、製造等事業者による自主回収及び再資源化の対象となった。

現在のところ、回収・再資源化はおおむね順調に進んでいるが、依然として特定家庭用機器の不法投棄が発見されていることから、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町と協力して県民への普及啓発を実施している。

図 2-5-8 佐賀県内における家庭系パソコンの不法投棄台数の推移



#### (4) リサイクル製品認定制度

循環資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を図るために、平成13年度に創設したリサイクル製品認定制度により、リサイクル製品の利用促進を図っている。

平成22年4月1日現在で19社101製品を認定しているが、半数以上をコンクリート製品が占めるなど特定の製品類型に偏っていること、新規申請数が減少していることから、リサイクル製品製造業者に対する制度の周知・普及、新規申請の働きかけを実施している。

#### (5) 自動車リサイクル法

国内で廃車される自動車に関して、廃棄物を減らし、資源の無駄遣いをしない循環型社会をつくるため、自動車の所有者、自動車メーカー、関連事業者の役割を決めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が、平成17年1月から施行されている。

なお、唐津市の高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島については、自動車リサイクル法に基づき、離島対策支援の事業を実施する区域の条件に該当する旨の公示が、平成17年12月7日になされた。

また、廃棄二輪車に関しては、自動車リサイクル法のような個別法はなく、二輪車の国内メーカー4社とインポーター12社が中心となった自主的な取組みである「二輪車リサイクルシステム」が平成16年10月1日より開始されている。

表2-5-5 自動車リサイクル法に係る登録及び許可業者一覧（地区別）

平成22年3月31日現在

管轄 業種	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	合計
引取	127	46	62	40	89	364
フロン回収	53	14	20	16	23	126
解体	24	7	10	7	8	56
破砕前処理	7	2	2	0	2	13
破砕	1	0	0	0	0	1
のべ業者数	212	69	94	63	122	560

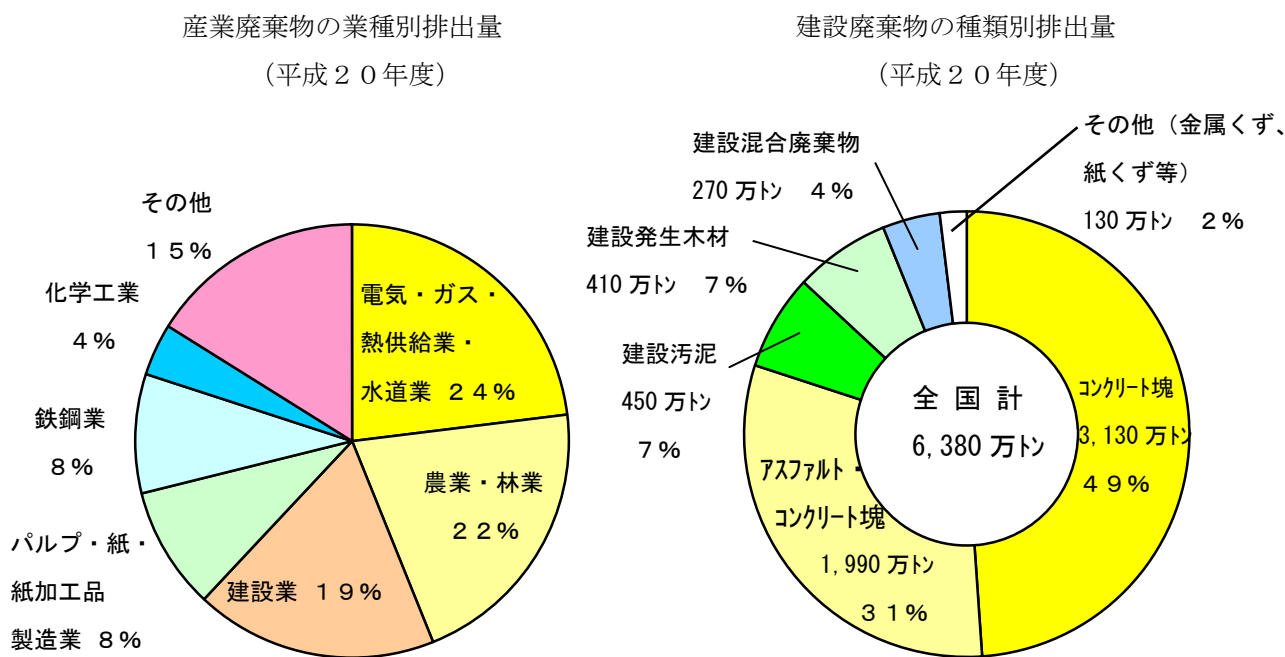
引取、フロン回収、解体及び破砕前処理並びに破砕の登録・許可を同時にしているものもそれぞれの業種ごとに挙げている。

### 3 建設副産物対策の推進

#### (1) 現状及び課題

建設廃棄物については、平成20年度の建設副産物実態調査によると、建設副産物の全体排出量は、約6,380万tで平成17年度に比べると、約1,320万t減少しているものの、全産業廃棄物の排出量の2割（平成20年度）を占めるとともに、不法投棄量の7割（平成20年度）は建設廃棄物であるといわれており、今後とも建設発生土を含む建設副産物に対する施策を推進していく必要がある。

図 2-5-9 建設副産物の排出状況



出典：平成20年環境省調査

出典：平成20年度建設副産物実態調査 (国土交通省)

表 2-5-6 建設副産物のリサイクル率 (平成20年度) (単位：%) 資料：建設・技術課

種類	全国	九州	佐賀	平成24年度目標 (全国) ※1
建設廃棄物全体	94	93	93	94%
アスファルト・コンクリート塊	98	98	99	98%以上
コンクリート塊	97	97	99	98%以上
建設汚泥	85	66	73	82%
建設混合廃棄物 (H17 比)	9	42	30	H17 年度排出量に対して 30%削減
建設発生木材 (再資源化等率)	89	90	93	95%
建設発生土 (有効利用率)	79	79	87	87%

※平成24年度目標値は、「建設リサイクル推進計画 2008」における参考値。

(2) 講じた対策等

建設副産物対策 (発生抑制、再生利用の促進及び適正処理の推進) をより一層推進させるため、「建設副産物の取扱方針」により処理するよう指導している。

また、建設発生土の工事間利用を促進するため、建設発生土利用調整協議会による利用調整を図るとともに、建設発生土情報交換システムの活用普及活動を行った。

(3) 建設リサイクル法

平成14年5月から、一定規模以上の工事については、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等を基準に従い工事現場で分別 (分別解体等) し、再資源化することを義務付けた建設リサイクル法が完全施行された。

施行以来、毎年2回 (5月、10月) 一斉パトロールを実施しており、法の周知を図るとともに、工事現場における指導に努めた。